

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和3年度 6月度)

1 日 時 令和3年6月1日 (火)

開会：午後3時00分

閉会：午後3時27分

2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室

3 出席委員 13名

1番	山下	裕	2番	中葉	隆	3番	道淵	登
4番	上出	義美	5番	西塚	信司	6番	田中	昭一
7番	吉田	武嗣	9番	小澤	幹夫	10番	田中	利男
11番	嵐	浩由	12番	扇谷	俊彦	13番	山下	茂昭
15番	松原	邦夫						

4 欠席委員 8番 宮木 克幸 14番 岩上 茂

5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について

6 職務のため出席した事務局等職員

4名

局長 西島 秀元 主任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から

農林畜産課長 赤倉 哲郎

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和3年度6月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。
今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について
です。

□議長（会長） 本日は、宮木委員、岩上委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中13名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長） これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、小澤委員、田中利男委員にお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対と農地中間管理事業の利用集積計画であります。
番号1～――の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——件、——筆、設定面積——m²について、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

今回の申請件数は1件です。

申請箇所は、氷見市＊＊——番他、計——筆で、
申請面積は——m²、登記地目は畠です。

譲渡人 東京都＊＊——番地（氏名＊＊）から、

譲受人 氷見市＊＊——番地（氏名＊＊）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

本件は譲渡人が遠方に居住しているため、すでに貸借関係にあった＊＊と調整され、贈与による所有権移転となったものです。

なお、所有権移転後の合計面積ですが、本件が利用権から所有権の転換につき変更はありません。

また、所有権移転により経営規模を拡大するといった趣旨ではありませんので利用集積計画は利用なさいませんでした。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、3件につきましてご説明いたします。

番号1、地区は——です。

譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、

譲渡人は冰見市**——番地（氏名**）、

申請地は、冰見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畠、現地は畠として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は冰見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は冰見市**——番地（氏名**）、

申請地は、冰見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

番号3、地区は——です。

譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が田、現況が畠、現地は畠として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

今回、付された案件3件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました。その結果について報告いたします。

今回の案件は3件ですが、番号3番につきましては、除外申請時に現地調査をしており、計画の変更等がないことから今回の調査は不要となります。

残る2件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、3件ともに隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。番号1番は「西条畠地かんがい土地改良区」からの同意書も添付しております。

以上、今回の案件3件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）（趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

番号1、地区は——です。

譲受人が氷見市**——番地（氏名**）、

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも田です。

対象地の面積は——m²、除外後の用途は**です。

土地改良事業の事業完了年度は平成15年度です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は夫婦共働きであり、子どもができた時に子育てを両親に協力してもらいたいたため、実家に近いことが望ましいとのことです。

また、隣接耕作者、集落代表者、地区推進委員、土地改良区からの同意も得られております。

除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件1件につきまして、農業委員会として意見

があるかについて、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般＊＊月＊＊日に行われました＊＊委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、＊＊委員から報告を受けます。

（＊＊委員） 先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件1件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願ひします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見はいかがでしょうか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 次に、第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、説明いたします。

番号1、地区は——です。

申請人が高岡市＊＊——番地（氏名＊＊）、

申請地は氷見市——番他、計——筆です。

地目は登記が田、現地の状況は山林、面積は——m²です。

目的は——のためです。

申請地は、昭和30年頃より耕作をやめ杉の苗木を植えたことにより、昭和35年頃には杉林となり、現在まで60年以上が経過しているものです。

登記簿上の地目は田となっていますが、申請者から事前に相談があり、＊月＊＊日に申請者および＊＊委員立会いのもと、事務局にて現地確認をしたところ杉林となっている状況でした。

今回、申請のありました非農地認定につきまして、番号1については、氷見市農業委員会非農地証明交付基準「第2条第1項第3号 非農業的土地利用をされ、20年以上経過していること」に該当しており、その他の要件も満たしていることから、該当地が非農地である旨、所有者に対して非農地通知書を交付するものです。

今回、付された案件1件につきまして、非農地認定をして、非農地通知書を交付してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

…………発声なし…………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第5号議題、農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会6月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月1日

議長

署名委員

署名委員
